

第3号議案

2025年4月9日
第506回理事会

2025年度会費及び特別会費の請求について (案)

定款第54条に定める会費及び定款第55条に定める特別会費について、
下記のとおり、2025年度分を請求する。

記

1. 会費

①請求対象：2025年4月1日時点の会員：1,956者
(会員内訳)

一般送配電事業者	:	10者
送電事業者	:	3者
特定送配電事業者	:	43者
小売電気事業者	:	761者
登録特定送配電事業者	:	38者
発電事業者	:	1,198者
特定卸供給事業者	:	100者

②請求金額：1会員につき1万円（消費税不課税）

③請求書：別紙1のとおり

④請求日（予定）：2025年4月10日（木）

⑤納入期限（予定）：2025年5月9日（金）

〔加入〕

※今年度4月2日以降に加入した会員については、加入の都度、4月1日時点の会員と同額の会費を請求。

※各事業における登録・許可・届出時期等の都合により、前年度以前に加入したことが判明した会員については、その都度、加入年度以降の会費を請求。

〔脱退〕

※今年度途中に脱退した会員については、納入済の今年度会費は返還しない。

※各事業における廃止届出時期等の都合により、前年度以前に脱退したことが判明した会員については、その都度、脱退年度の翌年度以降の会費の請求を取消し、納入済の場合は返還する。ただし、判明した時点において破産・清算、所在不明の場合には返還しない。

〔承継〕

※事業の全部を承継した場合、承継した会員については、承継した年度の会費は請求しない。

2. 特別会費

①請求対象：2025年4月1日時点の一般送配電事業者たる会員10者※

※定款第55条第1項の規定に基づき、請求対象は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員であるが、配電事業者はまだ存在しない。

②請求金額：定款第55条第2項の規定に基づき、2023年度の各供給区域の需要電力量等を基礎として下表のとおり算出。

(単位：千円／消費税不課税)

請求対象	請求金額（千円）
北海道電力ネットワーク株式会社	435,907
東北電力ネットワーク株式会社	1,166,795
東京電力パワーグリッド株式会社	4,077,399
中部電力パワーグリッド株式会社	1,898,760
北陸電力送配電株式会社	406,967
関西電力送配電株式会社	2,038,610
中国電力ネットワーク株式会社	835,505
四国電力送配電株式会社	375,510
九州電力送配電株式会社	1,244,988
沖縄電力株式会社	102,407

③請求書：別紙2のとおり

- ④請求日（予定）：２０２５年４月１０日（木）
⑤納入期限（予定）：２０２５年４月２５日（金）

< 参照条文 >

○定款（抄）

（会費）

第５４条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから１か月以内に、会費を納入しなければならない。

２ 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。

３ 本機関は、既納の会費は返還しない。

（特別会費）

第５５条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。

２ 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第５９条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。

３ 本機関は、既納の特別会費は返還しない。

【添付資料】

別紙１：２０２５年度会費請求書

別紙２：２０２５年度特別会費請求書

※別紙１及び別紙２については、業務規程第５条第２項第３号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第４条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

以 上